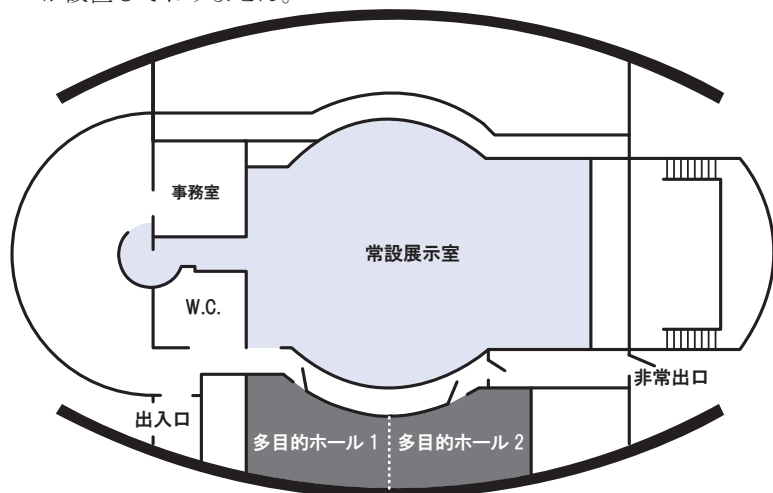


多目的ホールの使用について

多目的ホールの位置

多目的ホールは、仕切りを外すことで1、2を両面使用することが可能です。なお、スクリーンや映像設備は、多目的ホール2にしき設置しておりません。



多目的ホールの全景

※仕切りを開放した状態で撮影したものです。



施設の使用方法

《豊田ホテルの里ミュージアムの設置等に関する条例施行規則》
以下、抜粋

第3条 条例第8条の規定により、多目的ホールを使用しようとする者は、豊田ホテルの里ミュージアム多目的ホール使用（変更）許可申請書（様式第3号）を使用日の2ヶ月前から5日前までに教育委員会（以下、委員会）に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の使用を許可したときは、申請者に豊田ホテルの里ミュージアム多目的ホール使用（変更）許可書（様式第4号）を交付するものとする。

3 多目的ホールの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の許可書を携帯し、職員の指示に従わなければならない。

4 使用者が許可された事項の変更をしようとするときは、様式第3号により使用日の2日前までに委員会に申請し、許可を受けなければならない。

5 使用者が許可を受けた後に多目的ホールの使用を中止しようとするときは、豊田ホテルの里ミュージアム多目的ホール使用中止届（様式第5号）に許可書を添えて、使用日の2日前までに委員会に提出しなければならない。

施設使用料

（単位：円）

区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
多目的ホール1	510	610	920
多目的ホール2	510	610	920

備考

（平成26年4月1日より消費税が転嫁され、施設使用料が改定されました）

- 1) 入場料又はこれに類する金銭を入場者から徴収する場合は、この表に掲げる額の3倍以内を増徴する。
- 2) 主たる使用者が市外居住者の場合は、この表に掲げる額の5割以内を増徴する。
- 3) 営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合には、この表に掲げる額の2倍以内を増徴する。

“豊田ホテルの里ミュージアムの設置等に関する条例”より引用

冷暖房使用料

区分	面積	冷房費（1時間当り）	暖房費（1時間当り）
多目的ホール1	68.95㎡	200円	300円
多目的ホール2	68.95㎡	200円	300円
多目的ホール1・2	137.9㎡	200円	300円

“豊田ホテルの里ミュージアムにおける冷暖房の利用に関する要綱”より引用

開館日、開館時間

多目的ホールは、開館時間内しか使用できません。

>> 開館時間：午前9時～午後5時

>> 休館日：月曜日（祝日の場合は翌平日）

年末年始（12月28日～1月4日）

設備器具

多目的ホールでは、以下のような設備器具を完備しております。ご使用を希望される場合は、事前にお問い合わせください。

>> 器具一覧

マイク、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、スクリーン、プロジェクター、映写テーブル、講演台

ご不明な点等ございましたら、以下にご連絡ください。

豊田ホテルの里ミュージアム TEL: 083-767-0350 FAX: 083-767-0355